

日本産科婦人科学会の見解/細則の整理と提言への置き換えについて

平素より、会員の皆様には、本会の見解/細則に基づき、研究や医療の実施にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。医学研究は、医学の発展のみならず、安全で有効な診断・治療法の開発を支える重要な基盤であり、その継続的な推進が極めて重要です。本会ではこれまで、「ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に関する見解/細則」ならびに「死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いることの是非や許容範囲についての見解」を通じて、精子・卵子・受精胚、および流産・早産などにより死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いる際の是非や許容範囲を示し、これらの研究が適切に実施されるよう努めてまいりました。

近年、これらの研究に関連する国の倫理指針や法整備が進み、内容がより包括的に規定されるようになったことから、上記の見解および細則は一部削除し、一般市民向けの提言に置き換えることとしました。会員の皆様におかれましては、常に最新の国の倫理指針や法律をご確認いただき、これら指針や法律に基づいて、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

【削除対象の見解/細則】

「ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に関する見解/細則」

「死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いることの是非や許容範囲についての見解」

【新たな提言】

「ヒト精子・卵子・受精胚や死亡した胎児・新生児の臓器等を取り扱う研究について」

【関連する法令および政府・省庁の倫理指針】（令和 7 年 1 月 22 日時点）

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 5 年 4 月 17 日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087864.pdf>

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000146>

「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」（令和 4 年 4 月 1 日 文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2318_02.pdf

「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」（令和 4 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 62 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2318_04.pdf

「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」（令和 4 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 62 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2318_06.pdf

「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（令和 4 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 63 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2318_09.pdf

「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」（令和 6 年 2 月 9 日 こと家庭庁・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2409_01.pdf

「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（令和 6 年 2 月 9 日 こと家庭庁・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2409_04.pdf